



## 新年のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、新春を健やかに迎えのこととお慶び申し上げます。

2023年の干支は「癸卯（みずのとう）」で勢いよく成長し飛躍するような年と言われています。景気が上向きに跳ね、回復することを願っております。

労働の分野では本年4月に残業割増賃金の引き上げに関する法改正があります。

割増賃金は平成20年に法改正で月60時間以上の時間外労働に対して25%から50%以上へ支払うよう改正がありましたが、当時は大企業のみ適用でした。

中小企業には猶予期間がありましたがこのたび猶予期間が廃止され、全ての企業で今年の4月1日より月60時間以上の割増賃金率が50%以上に引き上げられます。

企業の負担は大きくなる一方ですが、長時間労働の問題は課題として取り組まなければなりません。

私ども吉田労務管理センターは、今年も皆様の為にお役に立てるよう努力してまいります。何卒よろしく願いいたします。

所長 吉田 雅一

## 2023年4月1日から改正

### 中小企業の月60時間超の時間外労働の

### 割増賃金率が50%となります

2023年3月31日までは月60時間超の残業割増賃金率は25%でしたが、中小企業もついに大企業に足並みを揃えました。

	1ヵ月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	<b>50%</b> (2010年4月より適用)
中小企業	25%	<b>50%</b> (25%から変更)

## 深夜労働や休日労働の割増率は・・・？

### 深夜労働との関係

月 60 時間を超える時間外労働を深夜 22 時～翌 5 時の時間帯に行わせる場合、  
**深夜割増賃金率 25% + 時間外割増賃金率 50% = 75%**となります。

### 休日労働との関係

月 60 時間を超える時間外労働の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

POINT

**法定休日労働の割増賃金率は 35% です。**



## 就業規則の変更や労務管理は大丈夫ですか…？

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。

## 緊急雇用安定助成金は令和 5 年 3 月 31 日で終了する予定です

雇用保険被保険者とはならない労働者に係る休業を対象にした緊急雇用安定助成金を実施してきましたが、令和 5 年 5 月 31 日までの休業をもって受付終了となります。

### 申請期限

支給対象期間（1～3の連続する判定基礎期間）の末日の翌日から起算して2ヶ月以内です。※注意 申請期限を過ぎると申請を受け付けてもらえません！

郵送またはオンライン申請による場合は支給申請書等が労働局やハローワークに**到達**していなければなりませんので日にちに余裕を持って申請するようにして下さい。

なお、令和 5 年 3 月 31 日を含む判定基礎期間の申請期限は…

**令和 5 年 5 月 31 日まで※(必着)**

### 最後の判定基礎期間について

令和 5 年 3 月 31 日を含む判定基礎期間については、賃金締切日や最終休業日にかかわらず、判定基礎期間末日が一律に令和 5 年 3 月 31 日までとなります。

なお、令和 5 年 4 月 1 日以降も休業を実施した場合であっても、助成対象となるのは令和 5 年 3 月 31 日までに実施した休業のみとなります。

### ※雇用調整助成金について

制度自体は令和 5 年 4 月以降も継続しますが、令和 5 年 4 月以降の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況や雇用情勢を踏まえながらとなります。

**詳細は、担当者にお気軽にご相談ください。**

